

木造住宅への耐震補助制度のご案内



下野市では、震災に強い安全・安心なまちづくりの推進のため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、耐震アドバイザー派遣、木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修を行う方に対して費用の一部を補助しています。

各事業・制度の主な内容は次のとおりです。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

●耐震アドバイザー派遣事業

◆派遣対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された住宅（併用住宅を含む）※店舗併用の場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の1/2未満とします。

◆費用 無料

◆派遣の申請方法

「下野市耐震アドバイザー派遣申請書」に必要事項を記載し、申請してください。

●木造住宅耐震改修補助

◆対象となる住宅

- ①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築され、耐震改修が必要と診断された木造住宅
- ②下野市木造住宅耐震診断事業を実施した住宅

◆補助対象者

- ①下野市木造住宅耐震診断事業を実施し、この診断結果に基づいて耐震改修を行う方
- ②対象住宅を所有し、国・県・市税の滞納のない方

◆補助額

耐震改修に要した経費の2分の1以内を市が補助します。ただし、上限は600,000円です。

◆補助の申請方法

「下野市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書」に耐震診断結果報告書の写し、耐震改修事業計画書、納税証明書等の関係書類を添えて申請してください。

●木造住宅耐震診断等補助

◆対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震基準の建築物）
- ②木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む）
- ③在来軸組工法により建築された住宅
- ④賃貸を目的としない住宅

◆補助対象者

- ①補助対象住宅を所有する方であって、当該住宅に居住する方
- ②市税の滞納のない方

◆補助額

- ①耐震診断… 20,000円（診断費用30,000円※住宅の図面がない場合は別途費用がかかります。）
- ②補強計画策定80,000円（上限）
- ③耐震診断（補強計画策定込み）100,000円（上限）

「栃木県住宅耐震推進協議会」が行った耐震診断等に要した経費の3分の2以内を市が補助します。

診断等の料金は住宅の面積、図面の有無によって異なります。

◆補助の申請方法

「下野市木造住宅耐震診断等事業補助金交付申請書」に関係書類を添えて申請してください。

生垣奨励補助金制度のご案内

下野市では、緑化を推進し、緑豊かな潤いある生活環境の実現を図ることを目的とし、予算の範囲内において、次の内容で生垣を設置する方に対して費用の一部を補助しています。

◆補助対象要件

- ①市内における住宅及び事業所等の建物の敷地に設置されるもの
- ②宅地と道路、宅地と隣地境界及び水路境界部分に設置する生垣
- ③生垣の長さは、5メートル以上あること
- ④高さ0.5メートル以上のものを1メートル当たり2本以上植栽すること

◆補助額

予算の範囲内において、実費の2分の1とし、限度額5万円

問い合わせ先

都市計画課 ☎48-2114